

# 安全安心まちづくりに関する実施事業 および条例の検討方針について

## 1 第1回安全・安心協議会の協議内容

- ・ 安全・安心協議会組織の確認
- ・ 専門部会の設置について
- ・ 協議会・専門部会での協議事項の確認
- ・ 協議会・専門部会の検討方針の決定

## 2 専門部会における協議内容

- ・ 事務局から他自治体における事業例の紹介
- ・ 具体的事業の提案・検討（修正・追加）  
例：区内全校での安全マップ作成  
一般住宅の防犯・防火設備斡旋  
宅配業者による防犯パトロール 等
- ・ 条例に盛り込みたい方針等の提案・検討  
例：自助の精神 等
- ・ その他、区に対する要望など

必要に応じて  
フィードバック

## 3 協議会における協議内容

- ・ 各専門部会での検討内容の報告および当該検討内容に対する追加・修正・承認
- ・ 条例の骨格部分についての検討  
例：条例の目的  
条例における区、区民等の責務 等

## 4 事務局の役割

- ・ 専門部会・協議会での検討内容の取りまとめおよび・文章化など
- ・ 関連行政機関および区内各部との調整

## 都および他区の条例等から想定される項目

- 1 目的 区内すべての人々による「安全で安心なまちづくり」実現のため、意識の向上、主体的行動、協働を推進する。
- 2 区の責務 生活の安全に関する意識啓発・自主活動の支援  
安全で安心な地域社会形成のための環境整備  
関係機関、関係団体との連携を行う。
- 3 区民・事業者の責務  
  
区民・事業者とも安全・安心な地域社会形成に向けた施策への協力を行う。
  - (1) 区民 生活の安全に関する意識の向上  
自らの安全確保に努め、具体的活動を行う。
  - (2) 事業者 区民の生活の安全に対する理解を深める  
自らの事業の安全確保を図り、安全を阻害する事業活動は実施しない。
- 3 区が警察署・消防署と連携しながら実施すべき事項
  - (1) 安全安心に関する情報を把握し、区民に提供する。
  - (2) 区職員は他の規範となるよう安全安心に関する行動をとり、区立施設は他の規範となるよう万全な対策を講じる。
  - (3) 空き地、空き家に関して、防犯防火上支障があるとき、所有者等に勧告する。
  - (4) 高齢者・障害者・児童等要援護者の安全確保に努めるとともに、住宅に関わるものについて、防犯防火設備の設置を推進する
  - (5) 区立学校施設および通学路等の安全確保に努めるとともに、当該学校の職員・児童等に対し、防犯・防火等の安全教育を推進する。
  - (6) 非常災害時は、区の地域防災計画により、区民の安全を図る
  - (7) 安全安心まちづくりに関する実施計画を策定し、これを公表し、実行する。